

令和2年度浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス 促進事業(先導地域に対するモデル構築事業) 公募要領

令和2年10月
環境省地球環境局

環境省は、浮体式洋上風力発電を活用して地域の脱炭素化ビジネス形成の環境を構築し、エネルギーの地産地消を目指す地域選定・社会受容性等の確保や円滑な事業化等を支援する目的とした浮体式洋上風力発電施設及び関連設備等を活用した普及展開を図るモデル構築事業について、地方公共団体、民間企業等からの提案を募集し、外部専門家から成る審査委員会において選定し、補助事業により実施することとしております。

令和2年度浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業(先導地域に対するモデル構築事業)の実施に当たっては、下記の要領により、令和2年度開始課題の実施主体を募集しますので、応募に当たってはこれを熟読していただくようお願いします。本要領を熟読せずに応募された結果生じる応募書類の不受理や、応募期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

目次

1. 本事業の目的と性格
2. 本事業の開発分野、実施期間等
3. 本事業の応募要件及び実施体制
4. 公募から採択までの流れ
5. 応募に当たっての留意事項
6. 応募書類及び手続
7. その他

別紙. 補助事業における留意事項等について

1. 本事業の目的と性格

- 浮体式洋上風力発電による脱炭素化の推進と将来的な地域活性化に貢献することを目的としています。

令和元年6月に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」等に則り、脱炭素化社会の構築に向けた「再生可能エネルギーの主力電源化」の取組みは重要であります。とくに海に囲まれた我が国において、再生可能エネルギーの中で最大のポテンシャルを有する洋上風力発電の導入は、地球温暖化対策のみならずエネルギー安全保障の観点からも有益であり、その早期導入を促進することが求められています。

環境省は、長崎県五島市の沖合における商用規模の浮体式洋上風力発電の実証事業等により台風にも耐えうる浮体式洋上風車を実用化し、今後は確立した係留技術・施工方法等もとに早期普及を図る段階にあります。

本事業では、我が国における浮体式洋上風力発電の導入を加速するため、脱炭素化やエネルギーの地産地消を目指す先導的な地域において、浮体式洋上風力発電及び関連設備等を活用して事業化を行う者に対する事業化導入計画の策定など全国に早期普及できるモデル構築への支援を通じ、離島等における自立的なビジネス形成を促進することを目的としております。

- エネルギー対策特別会計による予算です。

本事業は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定による予算です。

特別会計に関する法律の規定により、用途は国内のエネルギー起源CO2排出量の削減に貢献するような、再生可能エネルギーや省エネルギー等の技術開発・実証などに限定されています。

このため、例えば、非エネルギー起源のCO2排出量の削減、CO2以外の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素、HFC等）の排出量の削減^{※1}、森林などの吸収源、排出した後の二酸化炭素の吸収等に関する技術開発・実証などは、本事業の対象となりません。

※1 エネルギー起源CO2の排出量削減に関する技術開発・実証などであって、CO2以外の温室効果ガスの排出抑制にもつながるものは対象となります。

- 採択に係る手順について

本事業により実施するモデル構築支援は、公募により民間企業、公的研究機関、大学等から提案のあったモデル構築課題候補を、外部専門家から成る令和2年度浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業（先導地域に対するモデル構築事業）審査委員会において審査した上で、選定・採択します。

応募に当たり、環境省幹部及び担当者へ採択の陳情等を行うことは全く意味がありません。採択の陳情等は厳に慎んでください。また、合否通知以前に環境省幹部及び担当者へ合否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んでください。

2. モデル事業の開発分野、実施期間等

- (1) 対象分野について

本事業は、将来的な地球温暖化対策の強化につながり、風力発電分野におけるCO2排出削減効果が相対的に大きいものの、民間の自主的な取組だけでは十分に進まない浮体式洋上風力発電および関連設備等を活用したモデル構築を対象として公募を行います。また、個別の課題に関する技術的・専門的な内容に応じて、審査を行います。審査については審査委員会を行います。

- (2) 補助対象事業について

本事業は、上記1.の目的を達成するため、浮体式洋上風力発電および関連設備等を活用した事業化導入計画の策定など早期普及できるモデル構築事業を対象とします。具体的には、以下の

要件を満たす必要があります。

- ① 対象地域の周辺海域において商用規模の浮体式洋上風力発電施設を設置し、自立的に当施設や対象地域の電力需要・出力変動等に対応する蓄電池など関連設備を活用して再エネ自給率を最大化する事業化計画を策定の上、自立的な地域エネルギーシステムのモデル構築に必要な設備等を導入し早期普及を図るモデルを構築すること。
- ② 事業開始時点において、モデル構築事業を行おうとする地域が概ね決定しており、モデル構築を行う際の当該地域の地方公共団体との連携について合意が概ね得られていること。
- ③ 本計画の策定等にあたっては、対象地域の関係者を含む協議会を設置して事業化に向けた合意形成を図ること。
- ④ 対象地域の周辺海域について、各種法令に基づく区域（以下、法定区域という）を利用する場合、当該区域の管理者と事前に調整を行うこと。
- ⑤ 導入した設備等を用いた事業は補助事業完了後、おおむね1年以内を目途に開始すること。

(3) 予算について

令和2年度の予算額は1件あたり3億円（補助金ベース）を上限とします。

補助事業への応募に当たっては補助金（補助率2／3以内）により計上するものとします。

(4) 事業期間等について

交付決定日から2024年3月31日までの間。なお、令和2年度においては、2021年3月31日までの間とします。

複数年度で行う事業の実施者は、毎年度のモデル構築の達成目標をあらかじめ設定し、目標の達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況等については、各年度末に中間評価を行うこととし、事業継続実施の可否について審査します。

なお、複数年度の事業の実施は、各年度における本事業の予算が確保されることを前提とするものであり、複数年度の事業の実施を保証するものではありません。また、複数年度の事業の場合、2年度目以降の事業費を見積もることになりますが、2年度目以降の事業費については、前年度末に調整をお願いすることになりますので、あらかじめご承知おきください。

※ 補助事業を実施途中で取りやめた場合は、既に交付した補助金の返還が必要となる場合があります。

※ 補助事業において、契約の着手金、前渡し金等を支払う場合は、事業完了の時点で設計、設備、工事等の項目毎にその金額相当の成果品（設備機器購入、工事实績等）があることが必要です。

(5) 補足事項

既に採択されている事業との差異が小さく、実施の意義が小さいと判断したものは対象に合致したとしても採択しません。

3. モデル事業の応募要件及び実施体制

(1) 補助事業者の要件

補助金の交付を申請できる機関は、次に掲げるものとします。

ア 地方公共団体

イ 民間企業^{※2}

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

オ 法律により直接設立された法人

カ 大学

キ その他環境大臣が適当と認める者

なお、事業に参画する方として登録いただく方については、5%以上のエフォートを必須とし、他の実施・提案中の事業と合わせたエフォートが100%を超えないよう留意ください。

- ※2 本邦の風力発電事業者であって、補助事業に係る浮体式洋上風車の所有者（浮体式洋上風車所有者になることを予定している者を含む。以下同じ。）であること。ただし、風力発電事業者が浮体式洋上風車の所有者と共同で申請する場合も条件を満たすものとします。

また、事業に参画する方は、あらかじめ、次の各事項についてそれぞれの所属する機関の代表者の承認を得てください。

- 提案に係る課題を所属する機関の業務として行うこと（独立行政法人に属する参画者に係る承認については、この限りではない。）。
- 事業機関等の経理担当部局が事業費の管理を行うこと。

(2) 事業の実施体制について

事業は地方公共団体を含めた複数の機関による共同事業（地方公共団体を協力者とする 것도可能）、又は地方公共団体単独の事業のいずれの形態で行うものといたします。ただし、早期の事業化が見込める事業に対して補助するものであり、このことに対応した実施体制であることも重視されることに留意ください。

応募する事業ごとに事業代表者を決めていただきます。事業代表者は、年齢・役職等は問いませんが、上記（1）に示した機関に、常勤で所属している方とします。共同事業の場合には、事業代表者が所属する機関以外の機関を共同事業者とします。なお、共同事業者としては、個人で事業を実施する方も認められます。

事業代表者は事業に関する応募書類の提案者となるほか、環境省での審査過程に関する連絡・対応に当たり、総括的な責任を有します。事業代表者は、事業が採択された後は、円滑な事業推進と目標達成のために、参画者を代表してその事業推進に係る取りまとめを行うとともに、事業の参画者の役割分担を含む事業計画の作成及び見直しに係る調整等、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。

なお、事業の実施体制は、中間評価における指摘事項への対応や人事異動等のやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、事業開始当初に登録されていない事業者を途中で追加する等の変更はできません。

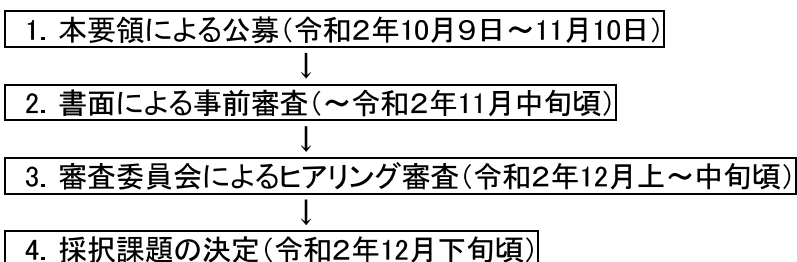
また、複数の事業者等を実施体制に含めようとする場合には、当該事業者等は事業の実施に当たり必要不可欠な者に限るものとします。

(3) 複数事業への応募について

補助事業者は複数の事業に応募いただいても構いません。

4. 公募から採択までの流れ

公募から採択までの流れとスケジュールは、おおむね以下のとおりとすることを予定しています。



○ 書面による事前審査について

応募課題については、各種要件を満たしているかのほか、行政的観点からの評価等について書面による事前審査を行った上で、審査委員会によるヒアリング審査にかける応募課題を選定

します。応募分野に応じてヒアリング審査の日時が異なりますので、事前審査の結果は、審査委員会開催の令和2年11月下旬頃までに事業代表者に対して通知します。

この過程で、応募課題について、環境省から提案内容の補足説明を電話等によりお願いする場合があります。

○ 審査委員会によるヒアリング審査について

審査委員会では以下の観点から、審査委員会において応募者に対してヒアリングを行った上で採否等について審査します。(1)～(7)は10点満点とし、問題ない水準(採択しても良い水準)を6点とします。また、(1)～(6)(合計)と(7)の比率を1:1として、合計点を算出します。

- (1) 事業対象区域の妥当性…本事業を実施すべき地域及び区域に合致しているか。
- (2) 技術的意義…構築されるモデル技術に新規性(先導性)、実用性、発展性があるか。
- (3) 政策的意義…国の地球温暖化対策上の政策的必要性(対策強化につながるか、対策コストの低減につながるか等)が高いか。
- (4) 目標設定・達成可能性…モデル構築成果の目標(事業性・社会実装手法・コスト・CO2削減効果等)は具体的・定量的に設定され、妥当かつ十分であるか、目標の達成が見込まれるか。
- (5) 実施体制・実施計画…課題実施体制・実施計画が、モデル構築の内容や目標から妥当であるか。適切なマネジメントが見込まれるか。
- (6) 事業化・普及の見込み…早期の事業化及びその後の普及が見込まれるか。普及による社会全体でのCO2削減効果が相当程度見込まれるか。
- (7) 総合評価…(1)～(6)の観点に加え、(8)モデル構築経費の妥当性や総事業費に対するCO2排出削減効果(費用対効果)等、それ以外の観点も含めた総合評価。
- (8) モデル構築経費の妥当性…妥当、やや経費過剰、非常に経費過剰の三段階。

審査に当たっては、審査委員会でヒアリングを行います(その際、様式「【概要資料】令和2年度浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業(先導地域に対するモデル構築事業)」として提出いただいた資料で説明いただきます。なお、ヒアリングの日程や場所等については、事前審査後、通知します。ヒアリング審査が行われる可能性がある期間(上記)は、なるべく予定を入れないようにしてください。

○ 採択事業の決定について

事業の採否及び補助額の決定は、審査委員会による審査・議論を基に行います。採択に当たっては、評価結果や委員の意見等を考慮し、計画の内容、事業費、実施体制等の変更を条件として付す場合があります。

5. 応募に当たっての留意事項

(1) 既助成課題の応募の禁止

環境省を含む他の公募事業等により実施中の技術開発・実証事業等(令和2年度からの助成が決定しているものを含む。)と内容が類似している技術開発・実証事業等については、本事業へ応募できません。

また、本事業への応募後、当該応募に係る技術開発・実証事業等と内容が同じ技術開発・実証事業等が、他の公募事業等に採択された場合は、直ちに対応する環境省の部局にご連絡ください。(問い合わせ先は「7. その他」参照)

なお、不合理な重複及び過度の集中を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の全部又は一部について、他府省の公募事業担当課(独立行政法人の配分機関を含む。以下同じ。)に情報提供する場合があります。また、採択後であっても、不合理な重複及び過度の集中が明らかになった場合は、採択を取り消すことがあります。

(2) 法定区域利用の調整

法定区域を利用する提案を行う場合、当該区域の管理者と事前に調整ください。採択後であっても、法定区域の管理者と調整未了であることが判明した場合は、採択を取り消すことがあります。

(3) 事業代表者の変更等の措置

事業代表者は、採用、転出、転任等の事由により所属する事業機関等を変更する場合、あるいは、事故、病気、長期の出張その他やむを得ない事由により課題の実施を他の者に委ねる場合は、あらかじめ環境省の承認を得ていただきます。

(4) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、モデル構築事業の不採択や採択の取消し、補助金交付決定の取消、事業費の返還又は減額配分を含む措置をとることがあります。

(5) 補助金の適正な管理について

各事業機関の責任において補助金の管理が適正に行われるよう、各事業機関等は補助金に係る不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築に努めてください。

(6) モデル構築事業の中止等の措置

事業代表者は、天災地変その他やむを得ない事由により課題の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、モデル構築事業の中止等について環境省と協議するようにしてください。

(7) 繰越明許制度について

補助金は、年度ごとに当該年度分の額を決定します。ただし、課題の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、課題が当該年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があり、次の事由に該当すると認められる場合には、財務省との協議を前提として、年度内に完了しなかった予算を翌年度へ繰越すことができます。

① 計画に関する諸条件

公共施設の管理者等との事業実施場所や導入する設備の種類等に係る調整に時間がかかるなど、計画の策定までに時間を要することがあり、事業全体が遅延する場合

② 設計に関する諸条件

審査委員会の意見を聞いて設計を決定するため、設計段階において、新たに条件・装置等の仕様を再検討するといった不測の事態が発生する場合

③ 気象の関係

工事等を開始したのちに、風雪により、作業が難航するなど、工事にあたって不測の日数を要する場合

④ 資材の入手難

浮体式洋上風力発電を構成するモデル構築用資材は、汎用機が少なく、必要な資材の確保が困難な場合

⑤ 上記以外の事由

事業開始後に生じた事由について、具体的に環境省と協議する場合。

(8) 事業内容の発表等について

本事業で実施した内容については、その成果を広く国民へ情報提供していくこととしております。本事業実施中、あるいは完了後に、環境省自らが発表する場合や成果発表会等で事業者に発表いただく場合がありますので、ご了承ください。また、環境省担当官の求めに応じて、必要な情報等を提示する必要があります。

また、上記に限らず、本事業の実施内容については積極的にその成果を公表するように努めてください。ただし、事前に環境省に必ず確認する必要があります。とりわけ本事業は、提案されるモデル構築手法を経て、事業終了後早期の実用化・社会実装が見込まれるレベルの成熟度にある先導的な地域を対象とし、本事業におけるモデル構築の内容・成果は当該分野の実用化・社会実装等に少なからず影響・貢献することになります。そのため、当該分野のモデル構築事業内容・成果を一部でも活用する場合には、実施内容・成果の公表・活用・実用化・社会実装等に当たっては、環境省への事前の報告を厳守してください。その際には、環境省「浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業（先導地域に対するモデル構築事業）」で実施している又は実施していた若しくは同環境省事業の成果を活用している等の旨を、必ず一般にとって分かりやすい形でその都度明示する必要があります。他府省等を含む外部からの実施内容等に関する照会の際

にも、回答をする前に事前に環境省に必ず確認する必要があります。

(9) 事業概要資料等の提出について

本事業では、事業の継続を判断するための中間評価や、事業終了直後の達成度に係る評価、また事業終了後数年間の実用化に向けた取組の進捗状況等を把握することを目的として、事業概要等を明記した資料の提出を適宜求めることとしています。この点にご協力いただけない方は、本事業への応募をご遠慮ください。

(10) 補助対象経費として計上できる経費について

補助対象経費として計上できる経費については、下記のとおりとなります。

(11) 事業終了後の実用化・社会実装について

本事業が対象とするモデル手法については、提案されるモデル構築手法を経て、事業終了後早期の実用化・社会実装が見込まれるレベルの成熟度にあることが求められます。事業終了後にさらにスケールアップ等によるが必要である場合等は、原則本事業の対象として認められません。

○ 補助事業

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（平成26年4月1日環地温発第1404013号））

<補助事業の経費の区分>

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。

		一般管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。</p>
設備費	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p>
業務費	業務費		<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金等、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の合計金額に対して次表に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>

号	区 分	率
1	5,000万円以下の合計金額に対して	6.5%
2	5,000万円を超え1億円以下の合計金額に対して	5.5%
3	1億円を超える合計金額に対して	4.5%

別表

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金等		この費目から支弁される事務手続きのために必要な雇用者に対する賃金のほか、地方公共団体の会計年度任用職員に支給する報酬・給与・期末手当の支払に要する費用をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料(借料)をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費備品購入費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

◇補助対象とならない経費

- ・ 事業に必要な土地の取得に要する経費
- ・ 建屋の建設(簡易なものを除く。)に要する経費
- ・ 事業実施に携わる機関の事業内容に照らして当然備えているべき機器、汎用性の高い備品等(パソコン、机、椅子、事務機器等)の購入費
- ・ 学会、講演会等、事業に直接関係のない会議の参加のための旅費
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・ 事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- ・ 既存施設・設備等の撤去費
- ・ その他、事業の実施に関連性のない経費

◇その他留意事項

この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（平成26年4月1日環地温発第1404013号。以下「交付要綱」という。）の適用を受けます。補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定の取り消し、返還等、適化法により処分が行われますので十分留意してください。

補助金の管理は、事業者の所属する機関等が行ってください。

その他詳細な留意事項については、別紙「補助事業における留意事項等について」を参照してください。

6. 応募書類及び手続

(1) 応募の手続及び受付期間について

① 応募様式の提出（電子メールでの提出）

「【応募様式】令和2年度浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業（先導地域に対するモデル構築事業）.docx」に必要事項を記入の上、PDF等に変換せずに環境省のメールアドレス（chikyu-jigyo@env.go.jp）に送付してください。提出は1ファイルで容量は10MB程度以下としてください。

受付期間：令和2年10月9日（金）～11月10日（火）（17：00）

② 概要資料（②-1）及び実績資料（②-2）の提出（電子メールでの提出）

環境省のメールアドレス（chikyu-jigyo@env.go.jp）に、以下のファイルをお送りください。なお、受信可能な容量に制限がありますので、添付ファイルを含めたメール1通当たりの容量は10MB程度以下としてください。PDF等指定外の拡張子の場合は受け付けませんのでご注意ください。

・「【概要資料】令和2年度浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業（先導地域に対するモデル構築事業）.ppt」

・事業代表者が所属する機関の事業概要やこれまでの技術開発・実証事業等の実績が分かる資料（簡易なもので結構です）

受付期間：令和2年10月9日（金）～11月10日（火）（17：00）

◎電子メール受領の確認

①、②の受領を当方で確認した場合、そのメールアドレスに受領した旨を記載して返信します。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、当方にうまく送受信されていない可能性があります。電話にてお問い合わせください（電話番号は「7. その他」参照）。

③ 所属機関の承認書等の提出（郵送での提出）

事業実施に係る所属機関の承認書及び事業参画に係る承諾・承認書を押印の上、環境省宛に郵送してください（宛先は「7. その他」参照）。

締切：令和2年11月10日（火）（当日消印有効）

上記①～③の4つの提出が整った時点で、応募を受け付けるものとし、いずれか一つでも提出が確認できない場合は、応募の完了とはみなしませんのでご注意ください。また、応募書類の作成に当たっては、必ず作成要領に従って作成するようお願いいたします。なお、受付期間以降に当方で受け取った書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募を受け付けません。

④ 注意事項

<ul style="list-style-type: none"> ・応募書類様式のダウンロード 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。
<ul style="list-style-type: none"> ・ファイル種別 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書類は以下のバージョンで作成されたものでないと、うまく表示できない場合がありますのでご注意ください。 ○Word 2010以降 ○Power Point 2010以降
<ul style="list-style-type: none"> ・画像ファイル形式 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ（例えば、CADやスキャナ、PostScriptやDTPソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しく表示されない可能性があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・提案書アップロード 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募できるファイルの最大容量は10MBです。それを超える容量のファイルは「環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室」へ問い合わせてください。
<ul style="list-style-type: none"> ・提案書の修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書類は、期限後の修正を受け付けておりません。不備がある場合のみ当方から連絡します。
<ul style="list-style-type: none"> ・受付状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書の受理確認は、電話で行ってください。
<ul style="list-style-type: none"> ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者が責任を持って「環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室」へ提出してください。 ・補助金事務に関するトラブルを避けるため、<u>所属機関の上司（独立行政法人研究機関の場合は部長・領域長クラス、大学の場合は学部長クラス）及び契約事務担当者から応募の了解を得た上で応募してください。</u>また、<u>国立試験研究機関、独立行政法人研究機関に所属する研究者が応募する場合（研究参画者の場合を含む）は、所属機関の担当窓口に加え、所管府省の担当窓口にも事前に応募書類を提出し、応募内容（提案研究課題）が所属機関の既存の研究及び所管府省の既存の事業と重複していないことの確認を受けるとともに、応募の承諾も得てください。</u>このため、<u>所管府省の承諾を得ずに応募した場合、採択内定が取り消されることがあります。</u>

(2) 提出にあたっての留意事項

事業代表者が責任を持って当方への提出を行っていただくようお願いします。なお、提出いただいたファイル等は返還しません。

(3) その他必要な事項

特許権等の技術開発等の成果は、補助事業者に帰属します。また、この他特許権等の扱いについては交付要綱に定めるとおりとします。

7. その他

公募全般に対する問い合わせは、極力、電子メールにてお願いします。電子メールの件名（題名）は「令和2年度浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業（先導地域に対するモデル構築事業）に関する問い合わせ」としていただきますようお願いします。

<本事業の内容、公募に係る全般的な問い合わせ先>

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館3階

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

担当：宮岡、猪狩、尾野

E-mail : chikyu-jigyo@env.go.jp

【受付期間】 令和2年10月9日（金）～10月23日（金）17時必着

別紙. 補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内で交付するものとし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定によるほか、この補助金の交付要綱及び実施要領に定めるところによることとします。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。なお、消費税相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出していただきます。

(2) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給及び同法施行令第2条に掲げる給付金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業を開始してください。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たり注意していただきたい主な点（原則）を以下に記します。

- ・契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること。
- ・当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。

(4) その他

補助対象経費の詳細は「5. 応募に当たっての留意事項」の内容を予定しています。また、上記の他、必要な事項は交付要綱及び実施要領に定めますので、これを参照してください。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業完了後5年間、保管しておく必要があります。

(2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業の完了から起算して1ヶ月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を環境省宛て提出していただきます。

環境省は事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後環境省から補助金を支払います。

(4) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す（廃棄を含む。）こと等をいう。）しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。また、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(5) その他

上記の他、必要な事項は交付要綱及び実施要領に定めます。

また、上記の取扱いは、今後変更する場合がありますので、事業実施に当たっては、必ず交付要綱及び実施要領をご確認ください。

4. 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に関わる経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、ほかの合理的な説明を持って原価と認める場合があります。